

## 配合飼料価格制度のあり方に関する検討会（第3回） 議事要旨

- 1 開催日時：令和6年3月27日（水）14：00～15：15
- 2 場所：農林水産省畜産局第1会議室
- 3 出席者：（一社）全国配合飼料供給安定基金、（一社）全国畜産配合飼料価格安定基金、（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金、全国農業協同組合連合会、全国酪農業協同組合連合会、日本養鶏農業協同組合連合会、全国畜産農業協同組合連合会、全国開拓農業協同組合連合会、（協同）日本飼料工業会、（公社）配合飼料供給安定機構、農林水産省畜産局（事務局）（順不同）

### 4 議事及びその要旨

#### （1）基金関係団体からの主な意見

（全国配合飼料供給安定基金【全農基金】）論点①について、平時は通常基金、異常な値上がり時には異常基金と機能分担ができています。これを統合して、恒常的に国費を拠出するのは、国民や財務当局の理解を得られないのではないかと。民間の制度である通常基金は民間に任せればいいが、国費が入った異常基金は公的な制度として、今までどおり運用されるべき。

論点②について、今回の高騰時には、異常補填の発動基準の緩和や特別対策により、国費が4割を負担している。平時から国費の拠出を求めるのではなく、こうした緊急時に限って措置してもらった方が、国民や財務当局の理解を得られるのではないかと。また、一定の民間負担があるからこそ、国費による支援があると考えます。

論点③について、全農や経済連は、生産者に配合飼料を安定供給する使命を果たすためにも、生産者団体は積極的に積み立て、手厚く財源を造成しておくべきとの考え。生産者と生産者団体が協力して危機に備えるという制度の設立時からの趣旨も踏まえれば、生産者団体が積立から抜けることはあり得ない。他基金がメーカー積立を行いたくないなら、抜本的な制度改革を行わずとも、各基金の理事会で全額生産者負担にできる。

論点④について、平成30年度から令和2年度にかけて通常補填の積立金の減額・免除を行ったが、これを積み立てていけば今般の高騰における借入は不要だった。今後は保有水準を定めず積み立て、補填をしっかりと出せるようにしたい。それでも財源が足りないときには、借入を行って補填することはあり得る。他基金が満額交付しないのであれば、それは各基金の理事会で決定すればよく、現行制度でも対応可能。

論点⑤、⑥について、各基金が理事会で補填単価の上限・下限をそれぞれ決定すればよい。現行の設定を変える必要はない。

論点⑦について、基本契約の満了時に通常基金の繰越額が積立金1年分以上と見込まれる場合は、積立を免除できるという規定を変更する必要があるかもしれないが、何年分の水準が妥当かは検討が必要。

論点⑧について、早期に補填単価が判明することが望ましいが、現行の方法を変更すると補填額や激変緩和効果が低下する可能性もあり、慎重な検討が必要。

論点⑨について、それぞれの基金団体や親団体の使命・目的が異なるので、統一すると全農グループの組合員の意向に沿った運営ができなくなる。顧客情報や財源は引き続き厳密に基金別に管理する必要があり、また統合して公益法人となった場合、内閣府の監督下に置かれ事務負担は現在より増加する。

（全国農業協同組合連合会）資料2は全農グループが基金契約者に案内しているもの。生産者に制度や積立の理解醸成を図っている。

（全国畜産配合飼料価格安定基金【畜産基金】）論点①について、基金財源をどうするか検証しつつ、通常基金と異常基金を一本化したい。必要な畜種に必要な財源を充てるため、畜種別に補填財源を管理するという考え方もある。

論点②について、民間の借入を軽減するために異常補填の発動基準を引き下げた上で、異常補填は国費のみで運用されたい。民間に同額の負担を求めないでほしいという考えであり、国費の増額を求めているものではない。

論点③について、通常基金は加入生産者のみの積立、異常基金は国費のみの積立と考えているが、論点①と関連づけて検討する必要がある、加入生産者と国だけが負担すべきと言いつ切るものではない。

論点④について、3基金とも「事業年度に交付すべき通常補填金の総額は、前年度から繰り越された通常補填準備財産と当該事業年度に積み立てられるべき通常補填積立金の総額の合計額」と定めているが、この数年間にそれを度々覆している現状を踏まえて、現行の規定を認識し再考すべき。

論点⑤、⑥について、現行の最小補填単価は現状に合っておらず、当該年度の生産者積立金単価まで引き上げたい。

論点⑦について、通常基金の保有水準は、今般の高騰で財源不足に陥ったことを踏まえ、2年分の積立金の繰越しが必要。

論点⑧について、現状は価格改定の4ヶ月後に判明するため、生産者にメリットがない。

論点⑨について、3基金は生産者から見れば同じような組織であり、配合飼料の購入先の選択を阻害しないよう、安定機構を軸に一本化すべき。

論点⑩について、システム導入は、ランニングコストが課題になるため、論点⑨と合わせて議論していきたい。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金【全日基】) 独自に作成した資料3で説明する。資料3の課題1、6、7を3本柱として掲げており、特に課題1、7は最優先課題。当基金に加入する畜産経営者やメーカーから、一本化については95%、3基金統合については90%の支持を頂いた。一本化でスリム化し、現行の負担割合を民間：国＝8：2から6：4に変え、民間の負担割合・積立金の軽減、負担割合の公平化につなげる。

課題2について、制度は価格高騰による影響の激変緩和のためにあるが、配合飼料価格の引上幅以上の補填が出て財源が払底するため、制度の持続性の観点から、上限・下限の設定には妥当性があると考えている。

課題3について、急騰時の特例を提案しており、基準価格の2割から3割の間に相当する部分を国が拠出すれば、今回のような高騰時でも現行の9割まで補填が可能。

課題4について、財源の枯渇と借金は重大な問題であり、借金を減額し、今後は補填の上限の設定や分割補填により借金しなくても運営できるようにしたい。

課題6について、補填単価の算定に当たっては公的データを使うべきであり、海外相場や為替などの見込みデータは使うべきでない。そういうものを指標にするなら国の責任でやっていただきたい。

課題7について、先般の生産者団体ヒアリングでも畜種別団体からは統合を希望する意見があり、生産者からも歓迎されると考えている。

## (2) 基金関係団体による意見交換（優先して議論する論点について）

(全国配合飼料供給安定基金) 令和7年度からの新しい基本契約に向けて、生産者が納得する十分な説明が必要であり、生産者や農協等に説明するスケジュールを考えると、夏くらいには大筋を決める必要がある。論点④から⑧までについて、それぞれの基金団体で別々の対応となることも頭に置きつつ検討すれば良いのではないかと。論点⑨と⑩は3基金が合意しないと無理である。

(全国畜産配合飼料価格安定基金) 夏までに何らかの方向性が出せるものは議論を進め、一方で長期間を要する論点も議論を進めないと立ち消えてしまうので、後者は令和7年度に限らず進めてほしい。論点④は可能であれば令和7年度までに3基金の足並みを揃えたい。論点⑤から⑧についても時間を要さないと思う。論点⑨と⑩は時間を要すると思われる。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) 資料の「主な論点」は、異常補填に十分な財源があった3年前のもので現状と噛み合わない部分がある。この検討会の議論の中で再整理していくものと承知。論点①、⑤、⑥は絶対に必要。論点②と④は併せて議論していきたい。論点⑧と⑨の議論も優先してほしい。

(事務局) 全農基金、畜産基金からは、令和7年度からの次期基本契約に向けて、夏頃までに合意できる内容を優先的に議論していくというとの認識であると思う。他方、その他の論点の議論をしないというわけではなく、タイムスケジュールを前提にご意見いただきたい。

(全国農業協同組合連合会) 論点④から⑧のうちの優先順位となると、制度変更を伴う論点⑦の保有水準を優先したい。

(全国畜産配合飼料価格安定基金) 論点⑨と論点④の2点について、農水省としてはどう考えているのか聞きたい。

(事務局) 農水省としては、論点⑨は、論点の性質上、全基金にその意思がなければ難しく、全農基金、畜産基金から発言があったように将来的な検討課題ではないかと思っている。論点④については、生産者団体から「満額補填を」という声や「借金すべきでない」との声、さらに「各基金に裁量を」という声もあったことにも留意すべきと考える。全農基金から発言があったように各基金の裁量で補填単価等を設定すれば、そうした双方の生産者のニーズに応えられるのではないか。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) 異常補填が出せない現状において、新しい業務期間に入れるのかという問題がある。持続する制度としての絵姿を生産者に示すしかない。だから、我々の示した3本柱で議論をお願いしたい。生産者に対し見直しの大きな方向性を示しつつ、当面はこうするという方針を説明しなければ、令和7年度からの新たな基本契約には入れない。

(配合飼料供給安定機構) 論点①、⑨について。通常基金の3基金で統合を議論することに意見はないが、論点①の議論を経ない段階では、安定機構が実施できるのは公益事業であり、組織としてそれ以外の業務はできないことに留意が必要。

(事務局) 各基金で多様な意見があるところ、時間がかかる論点もあると考えており、これらは議論を継続するとしても、各基金から発言があったように、まずは夏頃までを目安に検討を進めることができる論点を整理できればと思う。

この際、事務局より2点。

国費負担の増加については、巨額の負担は民間だけでなく国にも生じており、徒に国費の負担を増やすことには納税者の理解を得難いこと、また、畜産には経営安定対策も措置されていること、さらに、適正な価格形成や消費者の理解醸成を進めることも考慮すべきことから、慎重に議論されるべき。

次に通常基金と異常基金の一本化について。穀物相場や為替の影響を常に受ける配合飼料価格について、平時の変動は民間で対応し、異常時は国も補填に参画するという2階建ての構造は、畜産経営におけるリスクに対する備えとの意義を有しており、一本化して平時から国が負担することとすると、こうした意義は失われかねない。加えて、現在借入れを受けている金融機関との関係からも、枠組みの大幅な変更は難しく、論点①の議論には時間を要するのではないか。

その上で、改めて各団体から優先的に議論する論点についてご発言をいただきたい。全農基金からは論点④から⑧、特に論点⑦で、3基金それぞれの対応になることもあり得るのではないかという意見も含めて伺った。

(全国畜産配合飼料価格安定基金) 論点④から⑧を優先。論点①から③、⑨、⑩は継続検討。論点⑧について、単価はできるだけ早く生産者に示したい。現状の補填単価は5原料で計算しているが、こうりゃんは実態としてほとんど使っておらず、そういう見直しも含めて調整可能ではないか。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) これだけ具体的な対応策を示しているにもかかわらず、「行政的に難しい」の一言で論点が消えてなくなってしまうのか。いずれの論点についてもしっかりと議論するものと理解しており、当方のスタンスに変更はない。

(事務局) 様々な論点がある中、夏頃までにどれを優先的に検討するかということであり、商系基金の提案の論点について全く議論しないわけではないが、全農基金、畜産基金の提案を踏まえ、まずは④から⑧の論点を中心に、優先的に議論を深められるように考えたい。

(全国畜産配合飼料価格安定基金) この検討会は関係者の関心の大きい会議であり、成果を短期間で出せるもの、長期にわたるものを区別して進め、この秋までには新たな基本契約の改定に向けて生産者に示せなければならない。畜産基金はこの議論に協力する。他基金におかれても合意に向けた意識でやっていただきたい。妥協するのではなく、お互いに寄せられる部分は寄せていただくよう取り組むべきである。

(事務局) この議論は、一つの基金団体の提案をもって他基金等に考えを合わせさせるのは極めて困難。一方で、この検討会は制度の持続性を高められるかもしれない機会であるので、自らの組織だけでも変わることができることも検討いただけるようお願いする。

以上